

保安責任者の代理者の兼任について

平成27年 1 1 月 1 8 日

鉱山・火薬類監理官付

3. 保安責任者の代理者の兼任について

(1) 論点 (6月の小委員会までの動き)

- ①火取法は製造、貯蔵、消費時の保安監督のため、製造保安責任者または取扱保安責任者（以下「保安責任者」）の選任を義務づけている。加えて、保安責任者の長期的な不在時（旅行、疾病等）にその職務を代行させるため、保安責任者の代理者の選任も義務づけている。

しかし、事業規模の縮小等を背景として、1人の代理者により複数事業所（製造所、火薬庫及び消費場所）の代理者を兼任させたいとの要望がある。

- ②保安責任者の長期的な不在時の代行は代理者の職務に照らし、代理者の兼任は可能と考え得ることから、保安を維持しつつ代理者が兼任可能な条件を検討するべきであるとされていたところ。

例えば、複数の事業所で季節的に製造する場合は、製造保安責任者の代理者は、複数の事業所で兼任が可能か否か、など。

3. 保安責任者の代理者の兼任について

(2) 検討状況

- ① 現在は、保安責任者の代理者の他事業所への兼務については、通達（36軽第560号）により、「極く近くの事業所」を認めてもよいこととなっている。
また、保安責任者の代理者が保安責任者としての職務が発生する場合は、保安責任者が1日（24時間）以上事業所に不在となる場合として運用している。
- ② 前回WGで、兼任可能な条件として「事態発生から24時間以内で当該事務所へ移動することができ」との要件で事務局提案としたが、当該要件では保安責任者の事業所における1日以上の不在を発生させることになり得るケースがあることが判明。

(3) 方向性

- ① 現在の通達を改正し、「極く近く」を削除することとしたい。
- ② 加えて、代理者の兼任可能な条件は、あくまで法令（1日以上の保安責任者の不在が生じないこと）が遵守されると想定される範囲内での人員の選任を求めることとし、敢えて具体的な条件は作らないこととしてはどうか。